

NEC真空硝子は、 退職や移籍の強要は、止めよ！

雇用延長を求める鈴木喜美子さんが働くNEC真空硝子の職場では、NECから日本山村硝子への全株売却にともなう特別転進支援施策（いわゆる「希望退職」）の応募が12日から21日にかけて行われています。

まかり通る退職強要！

3月中旬から、特別転進支援施策の個人面談が行われていますが、「応募はあくまで本人の自発的な意思が前提（会社説明）」を踏みにじる退職勧奨・強要が横行し、職場の怒りをかっています。

「辞めないのか。仕事は変わるかもしれない」「残っても、居場所が無い」「出向から戻っても、仕事はあると思うな」「仕事はない。席に座ったまま。業務命令が出れば、それも仕事だ」「移籍か、辞めるしかない」など、露骨な退職強要が行われています。

退職強要を受けている同僚からの相談を受けた鈴木さんは、労組委員長に「退職強要が行われている。会社にただちに抗議を行い、止めさせるように」と要請を行いました。

今やめても仕事はない

退職強要にはきっぱりノーを



問われる労働組合の姿勢

2008年にNECエレクトロニクスで「特別転進支援施策」が行われた際には、NECエレクトロニクス労組は、過去（2001年）に退職強要があったとして、「個別面談は2回まで」と会社に釘をさしました。そして、退職強要があった場合は「厳重に抗議する。構造改革への協力は再検討する」ことを会社に告げ、退職強要の発生を抑制しました。

日本電気真空硝子労組は、横行している退職強要の実態を把握して、会社に厳重な抗議を行うべきです。

退職強要は、犯罪です

個別面談という密室の中で平然と行われている退職強要は、法の下では刑法223条の強要罪などに抵触し、逮捕・損害賠償に問われる犯罪行為です。退職強要を行った関係者には、“レッドカード”を突きつけて、法を守らせていきましょう。

イヤなら、きっぱりと断りましょう

会社が労働者を退職・移籍させるには、本人の同意が必要であり（民法625条）、労働条件の不利益変更も、本人の同意が必要（労働基準法第2条）となります。

本人の自由な意思決定を妨げるような面談、転職や退職を勧められたときは、「転職も退職も、全く考えていません」と、きっぱりと答えていきましょう。

NEC & 関連労働者ネットワーク 2010年4月

ELICNEC

(連絡先) 田町: 山崎 栄一 042-729-8084

玉川: 森 英一 090-4834-6876

府中: 益田 武廣 042-364-6885

ELIC NEC URL: <http://www.elicnec.com/>

みんなで力を合わせて 雇用と労働条件を守りましょう！

もう一度考えて...

今回の会社の身勝手なやり方や会社将来への失望から、退職を考えた方も少なくないかと思います。しかし、退職すると、次の働き口を見出すことは、現在の厳しい雇用状況では極めて困難です。

ある方がハローワークに相談に行ったところ、ハローワークの職員から「とにかく、今の会社（NEC真空硝子）を辞めなくて、働き続けるように。しがみついても」と説得されました。

退職一時金の額に惑わされそうですが、最長の方の場合でも、雇用保険を含めても3年間でなくなってしまいます。辞めずに働いた場合の安定した収入と生活を考えれば、退職は決して得策ではありません。

退職を決める前に、家族や同僚と話し合い、もう一度よく考えてみてください。

困ったときは、すぐに相談しましょう

日本山村硝子へ売却されることは、働く者にとっては責任の無いことです。売却を口実とした人減らしや労働条件の切り下げを受け入れる必要は全くありません。困ったときは、同僚や家族と相談し、みんなで力を合わせて生活と雇用を守っていきましょう。

日本山村硝子に要請行動を行います

鈴木喜美子さんの雇用延長を実現させる支援連絡会は、株主総会への参加をはじめ日本山村硝子への要請行動の準備を進めています。

日本山村硝子に対して、雇用延長制度の改善、労働条件の維持・向上などの要請を行いますので、職場からの意見・要望を鈴木さんやHPにお寄せください。

NECグループのみなさん、協力会社のみなさん。お気軽にご相談ください

NECグループでの職場の問題、声、労働者のたたかひを知りたい方は、

下の **ELICNEC** ホームページにいますぐアクセス！

<http://www.elicnec.com/>

アクセス32万件

一人で悩まず、まずは相談を！電機ユニオンに入り、解決した事例が沢山生まれています

雇用問題・リストラなどで困ったときは

一人でも入れる **電機ユニオン** へお気軽にご相談を

Tel 03-3455-6006 Fax 03-3451-3595 メール info@denki-union.org

<http://denki-union.org/>

転職・退職の強要を受けたら、

すぐに**電機労働者懇談会**へ相談を

Tel 03-3455-6006 Fax 03-3451-3595 メール denkikon@nifty.com